

## 全国大学コンソーシアム協議会 規約

制定 2009年9月12日  
改正 2013年9月14日  
改正 2015年9月12日  
改正 2016年6月24日  
改正 2017年10月7日  
改正 2018年9月1日  
改正 2019年4月1日  
改正 2019年6月7日  
改正 2020年6月26日  
改正 2023年7月1日  
改正 2024年7月1日

(名称)

第1条 本会は、全国大学コンソーシアム協議会（以下「本協議会」という）と称する。  
2. この協議会の英文名は、The Council for the University Consortia of Japan とする。

(目的)

第2条 本協議会は、各地域の大学コンソーシアム及び大学連携組織の連携を通して情報の交換と経験・研究の交流を積極的に図るとともに、社会に貢献し地域と協力する共同の取組を進め、我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

(活動)

第3条 本協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 情報の交換と経験・研究交流を図るためのフォーラムの開催
- (2) 情報の集約と発信
- (3) その他、第2条の目的を達成するもの

(組織)

第4条 本協議会は、各地域の大学コンソーシアム及び大学連携組織、若しくは本協議会の目的に賛同する者により組織し、会員の区分を次のとおり設ける。

- (1) 正会員 : 大学コンソーシアムまたは大学連携組織
- (2) 賛助会員 : 前号以外の組織・個人

(事業年度)

第5条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入退会)

第6条 本協議会に入会または退会する場合は、書面により代表幹事に申し出るものとする。

(入会金)

第7条 本協議会は、入会の上承を得た会員から入会金を徴収し、入会金の額は次のとお

りとする。

- (1) 正会員 10,000 円
- (2) 賛助会員 (法人) 20,000 円
- (3) 賛助会員 (個人) 5,000 円

2. 再入会を行う場合は、入会金を再度徴収する。

3. 会員区分を問わず既加盟組織間の合併・再編または既加盟組織と非加盟組織との合併・再編による入会については、既存組織名の改称と読み替え、入会金は徴収しない。

4. 一旦入金された入会金は、理由の如何を問わず返金しない。

5. 入会金は、一括して納入しなければならない。

6. 会員区分の変更については、入会金を徴収しない。

7. 入会金を請求後、入金を指定した期日より3か月以内に入金がない場合は、入会を取り消すことができる。

(会費)

第8条 各会員は以下の区分に従って年会費を支払うものとし、納入期限は当該年度の5月末日までとする。

- (1) 正会員 30,000 円/年
- (2) 賛助会員 (法人) 20,000 円/年
- (3) 賛助会員 (個人) 5,000 円/年

2. 年度途中の入会であっても、区分に従って年会費を徴収する。

3. 年会費を請求後、入金を指定した期日より3か月以内に入金がない場合は、入会もしくは会員の身分を取り消すことができる。

4. 年会費は、一括して納入しなければならない。

5. 一旦入金された年会費は、理由の如何を問わず返金しない。

6. 既加盟組織間の合併・再編または既加盟組織と非加盟組織との合併・再編による年会費の取り扱いについては、新たに当該年度の年会費は徴収しない。

(総会)

第9条 総会は、第4条の正会員を以て構成し、委任状出席を含め正会員の過半数の出席を以て成立し、出席者の過半数の同意により決する。

2. 総会は、原則として年1回開催し、代表幹事が招集する。

3. 総会の議長は、代表幹事とする。ただし、代表幹事がやむを得ず欠席の場合は、幹事が互選の上、代理で行う。

4. 代表幹事が必要と認めた場合は、書面により総会を開催することができる。書面により総会を開催する場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

5. 総会は、次の事項について審議し、決議する。

- (1) 幹事会を構成する組織の選任・解任
- (2) 監事の選任・解任
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 規程の制定・廃止及び重要な改正

(5) その他本協議会の運営に関する重要な事項

(役員)

第10条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 2名以内
- (2) 幹事 10名以内
- (3) 監事 2名以内

2. 幹事は別表に定める組織（以下「幹事組織」という）で構成し、それぞれの組織の代表者または代表者の代理者とする。

3. 代表幹事の選任は、幹事会の決議によって、幹事の中から選任する。

4. 監事は、総会において選出し決議する。

5. 監事及び幹事は相互に兼ねることはできない。

6. 各役員に対する報酬は、無報酬とする。

(幹事)

第11条 幹事は幹事会に出席し、本協議会の活動方針等を審議する。

(監事)

第12条 監事の任務は次のとおりとする。

- (1) 会計監査
- (2) 業務監査

2. 監事は総会及び幹事会並びに運営委員会へ出席することができる。ただし、決議権は有しない。

(代表幹事及び監事の任期)

第13条 代表幹事の任期は、4月1日から翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。任期途中の退任に伴う後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 監事の任期は、選任ののち2年後の総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。任期途中の退任に伴う後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事会)

第14条 本協議会の活動方針等を定めるとともに、会務を円滑に執行するため幹事会を置く。

2. 幹事会は幹事組織を以って構成する。

3. この規約に定めるもののほか、幹事会に関する必要事項は、幹事会規程に定める。

(運営委員会)

第15条 本協議会の日常的な業務を処理するために運営委員会を置く。

2. 運営委員会は次の各号の者をもって構成する。

- (1) 幹事組織から選出された者
- (2) 幹事組織以外で、全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム（以下「フォーラム」という）開催地となる組織から選出された者
- (3) 代表幹事が指名する者

3. 運営委員会には運営委員長及び副運営委員長を置く。

4. この規約に定めるもののほか、運営委員会に関する必要事項は、運営委員会規程に

定める。

(事務局)

第 16 条 本協議会は正会員を構成する団体のひとつを事務局に選任する。

2. 前項の選任は総会で行う。

3. 事務局の任期は、選任ののち 2 年後の総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関する必要事項は、幹事会が別に定める。

(改廃)

第 18 条 この規約の軽微な改正を除く改廃については、運営委員会及び幹事会の審議を経て、総会にて決議する。

附 則

この規約は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

前暫定規約は、2010 年 3 月 31 日を以て効力を失効する。

この規約は、2013 年 9 月 14 日から施行する。

この規約は、2015 年 9 月 12 日から施行する。

この規約は、2016 年 6 月 24 日から施行する。

この規約は、2017 年 10 月 7 日から施行する。

この規約は、2018 年 9 月 1 日から施行する。

この規約は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、2019 年 6 月 7 日から施行する。

この規約は、2020 年 6 月 26 日から施行する。

この規約は、2023 年 7 月 1 日から施行する。

この規約は、2024 年 7 月 1 日から施行する。

別表

1	キャンパス・コンソーシアム函館
2	公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム
3	公益社団法人大学コンソーシアム石川
4	公益財団法人 大学コンソーシアム京都
5	特定非営利活動法人大学コンソーシアム大阪
6	一般社団法人教育ネットワーク中国
7	一般社団法人大学コンソーシアム熊本